

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	平成23第1回さむかわ男女共同参画プラン推進協議会		
日 時	平成23年9月2日（金）午後3時	開催形態	公開
場 所	東分庁舎 第1会議室		
出席者	<p>委員： 片岡委員(会長)、長谷川委員(副会長)、橋本委員、大槻委員、星委員、岡本委員、大山委員（欠席：布谷委員）</p> <p>連絡会：小島福祉課長、天野子育て支援課長、小泉健康課長、中嶋産業振興課長、古谷生涯学習課長、吉川スポーツ振興課長、宮崎高齢介護課主査、米山総務課主査</p> <p>事務局：田代町民環境部長、樋口町民課長、亀井町民課主査 高木町民課主任主事</p>		
議 題	<p>1 第3次さむかわ男女共同参画プラン 概要説明</p> <p>2 「第二次さむかわ男女共同参画プラン実施計画」事業実績について</p> <p>3 「第3次さむかわ男女共同参画プラン実施計画」平成23年度事業計画について</p>		
決定事項			
議 事	<p>樋口町民課長 本年度からの新しい委員さんもいるので、第3次プランの内容をどんなものなのか事務局から説明をすることと、第二次プランがどのような結果だったのか、また、第3次のプランの今年の事業計画についてを議題にしている。庁内の課長級で作っている組織で、さむかわ男女共同参画プラン連絡会というのがあり、事業の具体的な部分について、今回一緒に会議を行う。議題については、片岡会長に進めていただきたい。</p> <p>片岡会長 では資料1の「さむかわ男女共同参画プラン推進協議会設置要綱」第5条に基づき議長となりました私が、これより議事を進行する。始めに、議事録承認委員の指名について審議をしてもらいたい。寒川町審議会等の会議の公開に関する規則に基づき、当会議は原則公開・傍聴可能となっている。会議終了後には議事録を作成し、議事録承認委員の承認を得て公開される。議事録承認委員どのような形で決めるか。前回は議事録承認委員を置かないで、全体でチェックする形をとっていたように思う。事務局から説明をお願いします。</p>		

亀井主査 前は議事録承認委員を指名しないで、全委員に承認がとれた後に公開している。自分が発言した内容を確認してもらい、訂正がある場合には戻してもらっていた。今年度についてどうするか審議してもらいたい。

樋口町民課長 他の審議会では、二人ずつ順番に承認する形が多いようだ。

片岡会長 承認委員を輪番制にするのか、それとも前回のように全員ですめるのか、審議いただきたい。

大槻委員 前は全員で見たが、私個人としては特に問題点がなく趣旨に添ってまとめてあるので、輪番制でもよいと思う。

片岡会長 大山委員、他の市町村ではどうか。

大山委員 前はあまり訂正はなかったのか。

亀井主査 多少はあった。

大山委員 皆さん忙しいので、輪番制でもいいのかと思う。

片岡会長 では二人の意見が出たが、輪番制でいくことと、具体的にはどうやっていくのか。名簿順などにすると、何名ずつなのか。

樋口町民課長 2名ずつが多い。

片岡会長 では、名簿の上の方から2名ずつでよろしいか。

各委員 異議なし。

片岡会長 議事録承認委員は、名簿の上から順番に2名ずつ、承認委員をすることをお願いしたい。では、今回の議事録承認委員は、木立委員と坂井委員となる。次に、議事録を作成するにあたり発言者として氏名を公表してよろしいかを決めたいと思う。なお、審議会等の会議は、原則公開・傍聴可能となっている。そこで当会議も公開としてはどうか。

各委員 異議なし。

片岡委員 では当会議は、公開とする。氏名の公表はいかがか。前ははどうしてたか。

亀井主査 確認までは、氏名が入り、公開の時は委員という形で公開していたが、出席者のところには、氏名が出る。

長谷川委員 今までの形で、何か不都合なことはあったか。

亀井主査 特に意見等はでていない。

長谷川委員 とくに不都合なことがなければ、今まで通りでもいいのではないか。

樋口町民課長 特にこれといった不都合はなかったが、町のスタンスとすると、会議は傍聴が可能で、委員の名前もきちんと出すべきあるという一般的な町の考えがあり、原則すべてオープンである。教育委員会などの会議でも、すべて委員の名前は公開している。氏名公開という形で動いていただければと思う。

片岡会長 実名を出すという事務局のご意向ですが、いかがか。
木立委員 まちづくり推進会議なども名前を出して公表しているので、統一してもいいのではと思う。
片岡会長 どなたか都合の悪い方はいるか。
いないようなので、実名でということ決定したいと思う。

議題（１）第３次さむかわ男女共同参画プラン概要説明

片岡会長 事務局より資料について説明をお願いします。

高木主任主事 ～資料確認～

第３次プランの説明の前に、第一次プラン、第二次プランの話しをしたい。第一次プランの作成ですが、平成１１年６月に国の「男女共同参画社会基本法」が施行され、本町でもそれを受け、「さむかわ女性プラン策定委員会」を設置し、提言の趣意に沿った「さむかわ男女共同参画プラン」を平成１２年３月に策定。第二次プランの作成ですが、第一次策定から６年経過し、この間、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「次世代育成支援対策推進法」、神奈川県でも「神奈川県男女共同参画推進条例」が制定されるなど、こうした国や県の動向を踏まえ、「第二次さむかわ男女参画プラン～男女がともに輝くように～」を策定。次に、「第３次さむかわ男女共同参画プラン～男女がともに輝くように～」の概要を説明する。はじめに、第３次のプラン策定の経過ですが、平成２１年１０月２日に「第１回さむかわ男女共同参画プラン推進協議会」を開催し、その後２年間、８回にわたる協議を重ね、平成２３年２月にこのプランが策定された。次に、趣旨について説明する。第二次プランの策定から５年経過し、この間にも「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章など男女共同参画に関連した新たな法改正や指針等の制定があった。また、全国的傾向としてはデートDVなど、既存の法制度では定義しきれない現代的課題もでてきている。原則的には前回の「第二次さむかわ男女共同参画プラン」をベースに、法改正等の動きや町アンケートの結果を踏まえながら寒川町の現状に対応した計画として策定された。続いて、２ページの計画の性格・計画の期間ですが「この計画は、寒川町総合計画“さむかわ２０２０プラン”に基づく分野別の基本計画の一つであり、寒川町における男女共同参画社会の形成を目指す上での、言わば道しるべとなるものだ。町民、事業所、そして関係各機関や町が、それぞれの立場に応じた役割を十分に

果たしながら、それぞれの場面で取り組むことが求められる実行計画です。」「この計画の実施期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年とします。」となっている。次にプランの体系ですが、6ページの隣の折り込みされている体系図は、左から基本理念／基本的な考え方／基本目標／施策の基本的方向／施策の内容からなっている。基本的な考え方としてP3(1)人権が尊重され、男女が平等な地域社会づくり(2)男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり(3)いきいきと安心して暮らせる地域社会づくりをあげ、これらをもとに、基本理念である「男女共同参画社会の形成」に取り組んでいく。また、基本目標として、Ⅰあらゆる分野での男女共同参画の促進、Ⅱ男女の人権の尊重、Ⅲ仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のための環境づくり、Ⅳ男女共同参画社会実現のための意識づくりをあげ、施策を展開していく。また、施策の内容での主な取り組みについては、本編の中に記載されている。最後になるが、45ページを見ていただきたい。計画の推進ですが、1の町民参加による推進、2の庁内推進体制、3の関係各機関との連携、4の計画の進行管理、以上のことから、プランの推進に向けてご協力願いたい。

片岡会長 今の概略説明で何か質問はあるか。事務局のほうで、さらに詳しい説明があるのか。
亀井主査 各委員に対して事前に質問票を渡していたが、特に何もなかった。

議題(2) 「第二次さむかわ男女共同参画プラン実施計画」事業実績について

片岡会長 事務局より資料について説明をお願いしたい。
高木主任主事 第二次プランは、平成18年度から22年度までの5年間を実施期間とし、各課での年次計画・実施計画の結果に基づき資料2を作成。総事業数は全67事業で、内再掲は30事業。資料を見てもらうと、平成18年度から22年度は各課の年次計画・実施計画に沿って事業を進めており、斜線の部分は、もともと実施しないため斜線表示としている。課題・問題点の欄については、必要と思われる課に書いてもらい、無い場合は空欄となっている。なお、一番右の欄は、その事業が第3次プランとリンクしているものを示している。

片岡会長 説明が終わって、何か質問はあるか。
坂井委員 資料2の1枚目で、「女性の社会参画の啓発」、「各種団

	<p>体役員への女性登用への促進」、「女性登用率の向上」、「職指定委員の見直し」で休止というのが目につくが、理由はあるのか。</p>
亀井主査	<p>「女性の社会参加の啓発」は、平成18年度の実施状況に書いてあるとおり、男女共同参画週間に合わせて、広報さむかわに町内で働く女性、仕事と家庭を両立している女性を紹介していたが、なかなかその人材が見つからないということと、広報紙等の見直しがあり、平成19年度以降は掲載をしていない。2番目の「各種団体役員への女性の登用への促進」と「女性登用率の向上」については、平成18年度は各課にこのプランに基づいて、審議会の委員を選ぶ時に、女性委員を登用するようにと、各課に通知文を出していたが、19年度以降はその通知を出していないため休止としている。</p>
坂井委員	<p>表の中に第3次プランへとして、I-2-(2)と書かれてあるが、資料3の第3次プランにI-2-(2)に復活したと理解してよいのか。</p>
亀井主査	<p>全く同じ事業というわけにはいかないが、それに通じるものを新たに開催したいと考えている。</p>
坂井委員	<p>話を聞いていると、確かに仕事と家庭を両立させている人と限定してしまうと、なかなか適切な人材がいなくてもいいが、それだけにこだわらずに、例えばDVの相談をこういう窓口で受けているとかの紹介であったり、材料としては考えられるものが多くあるのではないかと。女性委員の登用の問題だが、これは国の第3次基本計画でも2020プラン、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%という目標を立てているので、是非各課に働きかけをお願いしたいと思う。</p>
樋口町民課長	<p>その件ですが、女性の審議会への登用30%は、理想としてはあるが、寒川町全体のキャパシティが全体として大きくない部分があり、年によって多い少ないの出っ込み引っ込みがでている。大きい組織になりますと平均して、推移がわかるかもしれないが、寒川町はその年によって、上がったり下がったりで、なかなか数値目標が定めにくい。ただ、提案の趣旨については十分理解しているので、そこについては、結果が出せるかわからないが、事務局としてはしっかりすべき所と考えているので、よろしくお願いしたい。</p>
片岡会長	<p>広報の形はいろいろあると思う、柔軟に対応してもらえればと思う。他に質問等はあるか。</p>
大山委員	<p>第二次プランの事業実績は、まとめているか。</p>
亀井主査	<p>この資料がまとめということとしている。</p>

大山委員 資料の作り方の問題になってしまうが、せつかくいろいろな事業をやっていて、事業結果が載ってるが、もっとビジュアル的に作るとか、ここは自信をもって頑張ったとかを数字でグラフにしたり、魅せるやり方というのもあると思う、そういう形での資料の作りを検討してみてもどうか。

片岡会長 事務局も検討してみてもは。

坂井委員 3ページの上のところ、DV窓口対応の充実という事業に対して、専門相談員を置こうと検討していたが、結果的に担当職員のレベルアップを図って対応することとしたとある。先程の話で、事務を執っている人が、そのまま相談を受けているとなると非常に負担が大きいのではないかと推測される。私ども女性センターでも、DV相談は専門の相談員が受けていて、電話相談にしても女性相談にしても負担が大きく、実際の相談者の状況に応じて色々ときめ細かく対応しなければならないと思うし、なかなか1回で解決するものではなくて長期にわたってフォローをしてあげなくてはならない。また、いろいろな専門機関につながなければならないということで知識も要求されるし、相手に対するカウンセリング的な資質も必要である。私ども相談課では月に1回、専門家、スーパーバイザーと言って、相談結果、話し方がどうかと、きちんと見てもらっている。DV相談というのは、そういった体制にしないと、相談者の人が燃え尽きてしまうとか、相手の人に同調するあまり疲れてしつたりと尾をひいてしまうものである。現実的には、専門の相談員を置くというのは人件費も必要となるし、様々な事で問題があったのかとは思いますが、何か別の団体に委託するなどの方法もあると思うので、ぜひ、お願いしたいと思う。

亀井主査 寒川町には保健福祉事務所がないため、DV相談については茅ヶ崎保健福祉事務所の寒川専門の女性相談員に、取り次いでいるというのが現状。シェルターに入所等、その後のケアについては、茅ヶ崎保健福祉事務所で行っているというのが現状である。

議題（3） 「第3次さむかわ男女共同参画プラン実施計画」平成23年度事業計画について

片岡会長 事務局より資料について説明をお願いしたい。

高木主任主事 第3次プランは、平成23年度から27年度までの5年間。資料3は、平成23年度の事業計画の予定を各課に提出してもらったものになる。総事業数は、57事業で、内再掲は18事業。今年1年は、この計画に基づき、皆さ

	<p>んに事業を推進してもらおう。そして年度末になったら、事業の実施状況などを評価してもらおう。なお、評価に伴う書式などは、後ほど作成し、示したいと考えている。</p>
片岡会長	<p>今の事務局の資料3による説明で、何か質問はあるか。この資料は、今日出席の連絡会の皆さんが作成したものか。それとも事務局が手を加えているのか。</p>
亀井主査	<p>手は加えていない。</p>
片岡会長	<p>せっかく現場の方が来られているので、何かあるか。</p>
坂井委員	<p>資料3の事業No.2の「勤労者実態調査の実施」で、産業振興課の事業が入っているが、これは継年変化のためで、調査項目が決まっているかもしれないが、例えば、産休制度、育休制度などの有無、活用の状況など、男性が育児休暇をどのくらいとっているかなどの項目は入っているか。</p>
中嶋産業振興課長	<p>定例的な質問項目を残しながら、その都度その時期にあった項目を入れている。男性の育児休暇などの質問は入れている。</p>
片岡会長	<p>他にはどのような調査項目があるのか。</p>
産業振興課長	<p>調査項目については、平成17年度で18項目、内容は、どのような業種かとか、従業員数、労働条件、その中に、先程の内容が入っている。</p>
坂井委員	<p>例えば女性管理職はいるのか、女性の育成のための研修などしているかなど、把握はしているのか。</p>
中嶋産業振興課長	<p>23年度の調査がこれからなので、前回の20年度の調査のときに、管理職別に男女比をとっている。</p>
片岡会長	<p>これは3年ごとの調査なのか。</p>
中嶋産業振興課長	<p>3年ごとの調査である。</p>
片岡会長	<p>250社というのは、かなり多いようだが。</p>
中嶋産業振興課長	<p>12人以上の事業所で250社、回収率は50%となっている。</p>
橋本委員	<p>250社というのは、地域を限定しているのか、どのようになっているのか。</p>
中嶋産業振興課長	<p>12人以上の寒川すべての事業所となる。</p>
橋本委員	<p>これは郵送か。</p>
中嶋産業振興課長	<p>郵送で、無記名で回答となっている。</p>
岡本委員	<p>いろいろな計画、催し物がある。広報紙だけで広まるのか。他の方法による周知があるのか。それにより参加者の多い少ないがでてくるのではと思う。</p>
片岡会長	<p>様々なイベント関係などでか。</p>
岡本委員	<p>そうだ。</p>
片岡会長	<p>講座などの指標も、講座の回数とか、参加者の人数だとか、参加者の満足度でいっているところがあり、いろいろ目標数値の設定の仕方が違う。事務局として統一は図って</p>

	いるのか。
亀井主査	特に凶っていない。人数を限定されている講座もあるので、統一するのは難しい。
星委員	DVやセクシャルハラスメント等は言いにくい事案だし、とにかく隠したいと思う。そういうものを引き出して相談する場として、役場の中にきちんとした相談員がいて、いつでもノックできるという場所と時間の提供をしない限りは減らないと思う。どうしても隠したい、家族のことなので、やはり夫とか恋人とか、他人に話したくないというのがプレッシャーになってくると思う。私達の活動では、さりげなく配ったティッシュの中に、相談に関する連絡先を入れて周知をしたりしている。私達ボランティア団体は、それくらいしかできないが、役場は一部所としてきちんと対応できるかだと思う。でも、職員は大変だと思うので、委託などして専門の相談員を設置したほうがいいのではと思う。
亀井主査	茅ヶ崎保健福祉事務所との連携もあり、調整も必要となってくるので、専門の相談員を置くのは厳しいと思う。事務所にいる人を寒川の方にと検討もしたが、いろいろ制度的に無理ということで、今は、職員が受け、きちんと茅ヶ崎保健福祉事務所へつないでいくという方法をとっている。DV相談をここでやっていますとかを大々的に宣伝するのは危険な面もあり、役場の女子トイレのなかに小さい案内を置いたりとかはしているが、なかなかオープンな場では難しい。
星委員	例えば名称などを変えてみたりしては。そうすればホットラインを結べたりするし、そういうことが大事なのでは。
片岡委員	いわゆる市民相談課みたいなところは寒川町にはあるのか。
亀井主査	町民相談がうちにある。最初は別の相談として話していく中でDV相談になり、茅ヶ崎保健福祉事務所につないでいく。そういう事実が、実際は多い。
片岡会長	複合的な問題ということになるか。
星委員	虐待の問題で、子どもはお母さんが虐待しているとは言えない。子どものホットライン、もしも相談のようなものがあるのか。
片岡委員	大槻委員はどうか。専門だと思うので。
大槻委員	子ども自身が電話をしてくることはなかなかない。県では子どもの人権のためのホットラインをやっていて、私達が紹介することもある。小学校、中学校では学校の先生のほうが様子がわかると思う。ただ、傷などがわかったとしても直接本人に言ってしまうと本人の心が揺れて親に伝わ

ってしまって子どもの立場が危うくなったりする。こういう場合は、子育て支援課や教育委員会などの機関で丁寧に見守るといことと、子どもの中で力をつけていくということはあると思う。ただ、子どもの虐待もDVの相談もそうだが、やっていますよと言うと色々な問題が起きてきて、そのへんの周知の仕方が難しいところである。必要な人の所へどう知らせていくのか、どうしたらよいのかを考えながら接するようにしている。先程、事務局が言っていたように、町民課に色々な相談がくる中で、例えば経済の相談をする中で、実はご主人から経済的なDVを受けていたとかでDV相談へとつながるのであって、最初からDV相談ですと話されることはあまりない。子育て支援センターでも、子どもが落ち着かないとか、親御さん自身が眠れないんですとかで入っていくと、実は夫婦の関係ですとか、親戚の関係、お母さんの育ちの問題とか、そこから色々な機関へ、私たちがつなげていくということになるが、町でもそういう場があれば、それに気づいた人が来やすいと思うので検討してほしい。

片岡会長 町と茅ヶ崎保健福祉事務所の連携について、大山委員から話してもらえるか。

大山委員 私どもでは、特に寒川町とは、DVの関係で連携方策を、どういう方法が良いのかと話しをしている。なかなか難しい部分があると思うが、やはり町の規模にあった形で、私どもも出来る部分ではできるだけやっていきたいと思うが、会議等で連携を取りながら、町民が相談をしやすいように進めていければと思っている。

木立委員 事業No.12のセクシャルハラスメント防止対策の推進について、実際、今の企業を検証するような作業を含め、仮にそういうことが起きたときに、初期に気づくような相談体制として、例えば、アンケートなどで初期の段階で、気付くような対策を常にしていかなければならないと考える。それにはまず、早い段階で相談しやすく、救うような仕組みを掘り下げていかななくてはならないと思うが、これを見た限りではわからないところがある。相談体制について聞かせてほしい。

米山総務課主査 セクハラ相談体制ですが、過去の実績については、相談はなかった。相談体制としては、まず入り口として相談員がいて、女性の相談員で本庁舎だったり、教育委員会だったり、各フロアごとに対応にあたるようになっていく。一時的に相談したいということがあれば、どなたかしやすい人に話をしてもらって、そこから相談員を通して、改めて総務課に話がある。そこでどういった対応を取

るか検討するような体制にはなっている。実際にはセクハラ相談としてセクハラ相談委員会というような形で立ち上がったことはない。ただ、その前の段階で、悩んでいるという話をキャッチするアンテナをはってもらっているので、相談員のほうに幾つか相談はあった。相談員などがあるということは、庁内のイントラネットで周知している。

木立委員 職場での相談はしづらいというのがあるし、ひどくなつてから初めて相談をすることが多いのではないか。その前にアンケートやメールなど他の方法からも、情報キャッチするようなシステムや仕組みなど作っていくのが、よりひどくならないうちに対応できるのではと思う。

片岡会長 他に質問等はあるか。

長谷川副会長 色々な事業があつて、それぞれの部所で苦勞されていると思う。事業No.35の児童クラブ運営事業だが、箱物はすでに5校あつて、目標数値が平成27年度には200とあるが、実際、私の現場を見ると、学童に通う子は、15年前に比べるととても増えたように思う。これ以上とれないか。例えば、ある一定の時間、3年生以上になったら学童には入れないとか、高学年は家のほうにいるという形。子どもによっては学童に行きたくないと言っている子もいる。様々だとは思ふが、実際私の職場を見ていると、学童を必要としている保護者が多い。箱物がないので、これ以上いかないのかなとは思ふが、算出した200名というのは、学童を充実していくようなことを何か考えているか。

天野子育て支援課長 児童クラブについては、国・県の児童クラブのガイドラインというもので決まっていて、町内に5つ小学校があり、各小学校区に一つの児童クラブがある。児童クラブの適正な大きさは、ガイドラインの中で示されていて、1箇所の子童クラブについて40名となっている。これにより、小学校区が5つあり、40人の5施設で200人という目標を、人数として出している。実際に、児童クラブに入っている人の人数の経過を見ると、毎年同じようだが、減ってきている。その年によって違ふが、町長の方針として児童クラブについては、各小学校の敷地内、それは余裕教室であつたり、学校の敷地内のどこかに専用の施設を建てたりということを進めるとしている。一之宮小学校、南小学校、寒川小学校、小谷小学校、この4つについては余裕教室か敷地内のどこかという違いはあるが、その中で活動している。旭小学校についても、現在移転を含めて検討している。基本は学校の敷地内に設けるという方向性を町としてはもっている。

長谷川委員 すごく苦勞されているなとは思ふ、ただ十数年前の学童

大槻委員

保育というものは、決して良いものではなかった。改善されているということがわかった。

事業 No. 39 だが、この母子健康相談事業というのが 3 回ある。最初は、事業 No 19 と、この事業 No. 39 と事業 No. 49 とある。事業 No. 19 の健康づくりへの支援とあるのでわかるが、事業 No. 49 は間違いで、事業 No. 51 の家庭における意識啓発というものがそうなのかと思うが、事業 No. 39 番の男性の家事・育児・介護への参加の促進というので、相談事業は実際は、平日に行われていて、お母さんが子どもを連れて来くるという中で、ここに上げられている違和感というのがあった。保健師はとても丁寧に相談事業をしていただいている、子どもの発達だけでなく、お母さんのメンタルの部分についてもすごく関心をもって対応していて、また、その背景にある父親の育児参加までというところまで見通して相談をしていただいているということも知っているし、すごいことだと思っている。ただ、こういうタイトルのところにあるのはどうなんだろうと。もっとお父さんに働きかけるような事業、この前の父親母親教室で、沐浴指導が土曜日に開催されていて、お父さんの参加率がとても高く素晴らしいと思うが、こういう検診事業というのがどうお父さんの育児参加につながるのか。

小泉健康課長

今、大槻委員から話のあったことについて、確かに相談の中でどれだけ男性を巻き込めるかについて、やはり話の中でお母さんが、自分の中に抱え込んでしまっていることが大きいと思っている。ここで相談したからといってすぐにお父さんを巻き込めるかといったら、なかなかすぐには、今まで出来なかったのだから難しいというのはある。ですが、やはり意識啓発というものをしていかなければ、また、お母さんの方から働きかけをしてもらわなければ巻き込みはできないかなと。本人も大変だと思うし、相談の中で、一緒に子育てをしていきましょうと、是非、そういう視点をもってもらい、一人で抱え込まないでという点を強調している。かなり相談の幅も広く、先程話が出た、事業 No. 17 の父親母親教室等は、具体的に 5 日間のコースで、妊娠されて母子手帳を受け取った人に対しての教室ということで、家族で夫婦で育てましょうということと、実際は食事の相談とかをやっていて、最後の日が赤ちゃんのお風呂ということで、日曜日に二人で来てもらえるようにしている。本来は、日曜日に相談が出来ればいろんな人に来てもらえると思うが、今は母子健康相談の中で対応している。

片岡会長 これは平日の昼間行われているものか。

小泉健康課長 平日の昼間に行っている。相談については、医師も招いていて、歯科検診等は技師を招いている。

片岡会長 母親の健康もここでチェックするのか。

小泉健康課長 母子健康相談というのが事業 No. 24 でもあげているが、これは性教育についてとなっている相談事業については、あらゆるところで対象としているが、母子健康相談については7ヶ月検診と2歳児検診を特だしている。全体に関わる母子健康相談は事業 No. 24 のこれはもっと年齢も広くということで、事業 No. 19、39、51 は7ヶ月検診と2歳児検診でピックアップさせてもらった。

片岡会長 これだけの事業を進めるのは大変だと思うが、各課の人が来られているのでお願いしたい。仕事というのは、その目的の為に行うわけだが、そこに男女共同参画の視点を加えてもらって、できるだけ男性も女性も全ての事業に関われるように、あるいは男性も女性もいろんな分野で活躍できるように、どうかそういった思いで、少しだけでも入れてもらえると、この男女共同参画事業は進んでいくのではないかと思うので、ぜひ協力をお願いしたい。これで質問のほうが無いようなので、本日の課題を全て終了した形になる。では事務局の方にお返しする。

高木主任主事 本日頂いた意見・提案については、第3次に対し十分考慮しながら、進めていきたいと考えているのでよろしくをお願いしたい。

樋口町民課長 それでは、議題はすべて終了したので、7のその他ということになる。その他については、次回の会議の予定等あるので、担当のほうから説明がある。

高木主任主事 次回の会議は、年が明けた2月の開催を予定している。会議の内容については、今後の進行管理をどうしていくか、その際、事務局で幾つか案を示し、それをもとに皆さんに協議をして頂くということになる。なお、2月の会議だと、この時期はまだ平成23年度の事業が動いているので、中間報告については、この時点では出せないが、平成24年度の第1回目の会議には示せると思うので、併せてお願いしたい。

<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○さむかわ男女共同参画プラン推進協議会 委員名簿 ○さむかわ男女共同参画プラン推進協議会設置要綱 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・資料番号1 ○「第二次さむかわ男女共同参画プラン実施計画」事業実績 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・資料番号2 ○「第3次さむかわ男女共同参画プラン実施計画」平成23年度事業計画・・資料番号3
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>(平成23年11月18日確定) 木立委員 ・ 坂井委員</p>